



2019年7月19日

計量証明書

飯山陸送株式会社 御中

計量法第121条の3に基づき計量の結果を下記のとおり証明致します。

特定計量証明事業登録 愛媛県 第環 42 号 特定計量証明事業者 認定番号 N-0131-01 事業者: 三浦工業株式会社 愛媛県松山市堀江町7番地 事業所: 環境事業本部 愛媛県松山市北条辻 864 番地 10 号 799-2430 電話: 089-960-2350 ファクシミリ: 089-960-2351	計量管理者 横田正伸
---	-------------------

試料情報

試料名 : No.4 (管理型下流) 観測井戸
 依頼者名 : 一般社団法人 長野市薬剤師会検査センター
 依頼者住所 : 長野県長野市アークス 13 番 11 号
 試料採取日時 : 2019年6月26日 10:15
 試料受付日 : 2019年6月27日
 試験終了日 : 2019年7月19日
 検体番号 : B96121004U
 試料採取場所 : 飯山陸送株式会社 裕処分場
 長野県中野市大字豊津
 採取者 : 一般社団法人 長野市薬剤師会検査センター
 受付方法 : 持ち込み

分析方法

「最終処分場に係るダイオキシン類の水質検査の方法」(平成12年1月 環境庁厚生省告示第1号)
 JIS K 0312:2008 「工業用水・工場排水中のダイオキシン類の測定方法」

結果

対象	結果	備考
ダイオキシン類	実測値 2.6 pg/L	
	毒性等量 0.068 pg-TEQ/L	注1)2)3)

注1) 毒性等価係数は WHO-TEF(2006)を用いた。

注2) 毒性等量は計量法第107条による計量証明の対象外である。

注3) 毒性等量は、検出下限以上の実測濃度はそのままの値を用い、検出下限未満の実測濃度は検出下限の1/2の値を用いて算出した値である。